

## 東谷コミュニティ協議会役員選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、会則第9条に規定する、役員選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(構成)

第2条 委員会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり部会から4名
- (2) 執行部役員から2名
- (3) まちづくり部会長を除く部会長及び実行委員会委員長から3名

2 委員会の委員は重複をさけるため、前項の規定の1号、2号、3号の順序で優先するものとする。

(委員長等)

第3条 委員会には、互選により委員長及び副委員長を置く。

(会議)

第4条 委員会は委員長の招集により開催し、執行部役員（会長、副会長、会計、事務局長）及び監事2名を選考し、総会に報告する。

(任期)

第5条 委員の任期は執行部役員及び監事の改選年の1月1日から始まり、通常総会で役員が選任されるまでとする。

(補欠役員の選任)

第6条 会長の要請を受けて、補欠役員の選考の必要が生じた時は、前条までの規定に準じて、委員会を組織するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する執行部役員に事務局長を追加する規定は、平成30年5月20日通常総会で可決後、直ちに施行する。
- 3 第2条中「推進部会」を「部会」に改める規定は、令和元年5月19日通常総会で可決の後、直ちに施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、平成20年度、21年度の執行部役員及び監査を選考するための委員会の委員の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 東谷小学校区連合自治会から4名
  - (2) 総務会から2名
  - (3) 平成19年度専門部会長及び実行委員会委員長から3名

(改廃)

3 この規程の改廃は、総会の議決を要するものとする。

東谷コミュニティ協議会への自治会助成金内規

(平成29年4月1日企画運営委員会決定)

(平成31年4月6日企画運営委員会改正決定)

東谷コミュニティ協議会への自治会助成金の取扱いは、次のとおりとする。

#### 記

- 1、自治会助成金の額                      1年度 戸当たり                      80円
- 2、上記助成金の算出は、各年度当初4月1日現在の加入戸数を基礎とする。
- 3、助成金の納入時期は、各年度概ね5月頃とする。

#### 附則

- ① 本内規の改廃は、企画運営委員会の議決をもってする。
- ② 本内規は、平成29年度から適用する。
- ③ 本会の名称変更に係る改正は、令和元年5月19日通常総会で関係する会則の改正後、直ちに5月19日から施行する。